別紙２

今後の公営企業の経営の方針

（都道府県市区町村名）
（特別会計名）

第１　健全な経営の確保に関する事項
　１　収入の増加に関する事項
　２　支出の削減に関する事項
　３　その他
第２　その他公営企業の経営の合理化に関する事項
備考　この書類の事項名は、例示であるので、作成に当たっては適宜事項を設け、できるだけ具体的に記載すること。

第二十六号様式を次のように改める。

第26号様式

文　書　番　号
平成　年　月　日

総務大臣　　氏　　名　　殿

都（道府県）知事　　氏　　名　　印

経営健全化計画完了報告書（要旨）

本都（道府県）内の市町村（及び特別区）の公営企業の経営の健全化が完了したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第27条第６項において準用する同条第１項の規定により、その要旨を報告します。

記

完了報告の要旨 ＼ 地方公共団体の名称		（　　）	（　　）
経営健全化計画の実施状況	1　計画と具体的な措置の状況		
	2　資金不足額解消の状況		
	3　資金不足比率の状況		
	4　その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況		
今後の公営企業の経営の方針	1　健全な経営の確保に関する事項		
	1　収入の増加に関する事項		
	2　支出の削減に関する事項		
	3　その他		
	2　その他公営企業の経営の合理化に関する事項		

備考
　１　「地方公共団体の名称」欄に特別会計の名称を括弧書きすること。
　２　「今後の公営企業の経営の方針」欄の項目については、報告のあった事項に応じて適宜作成すること。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○総務省令第三十一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十七条第二項第四号及び第百四十六条並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号イ若しくはロ又は第二号ロの規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　総務大臣　原口　一博

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の三第四項を削る。

第十一条の三の二中「第二号特例被保険者」を「第二号特例適用者若しくは法第百七条の七第一項に規定する被扶養配偶者」に改める。

第十一条の三の三中第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二　施行規程第百六十二条の七に規定するみなし組合員原票を備え、必要な事項を記載して整理すること。

十三　施行規程第百六十二条の十一に規定する被扶養配偶者みなし組合員原票を備え、必要な事項を記載して整理すること。

第十一条の十六第二項中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に改める。

別表第一号表第一号表の一利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）貸方の項中「退職一時金等返還金」を「退職一時金等返還金　連合会払込金返還金」に改める。

別表第二号表第二号表の一利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）借方の項中「財政調整拠出金」を「財政調整拠出金　組合払込金返還金」に改め、同表利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）貸方の項中「（事業収益）　財政調整拠出金受入金」を「（事業収益）　年金保険者拠出金還付金　財政調整拠出金受入金」に改める。

別表第二号表第二号表の二利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）借方の項中「基礎年金交付金支払金」を「基礎年金交付金支払金　雑費」に改め、同表利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）貸方の項中「基礎年金交付金」を「基礎年金交付金　雑収入」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。